

○田野畑村生涯学習人材バンク事業実施要綱

(令和6年1月12日教育委員会告示第1号)

(目的)

第1条 この要綱は、豊かな知識及び優れた技能を持つものを講師として募集及び登録し、村民の求めに応じ、講師を紹介する田野畑村生涯学習人材バンク(以下「人材バンク」という。)を実施することにより、田野畑村における村民の生涯学習活動を推進することを目的とする。

(登録要件)

第2条 人材バンクに登録できるものは、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。

- (1) 村内に在住又は在勤し、生涯学習に理解と熱意のある18歳以上の個人又は18歳以上の者で構成される団体
- (2) 文化、芸術、芸能、スポーツ、教育又はレクリエーション等に精通し、村民にその知識又は技術を指導できる個人又は団体

(登録)

第3条 前条に定める要件を有し、人材バンクに登録しようとするものは、田野畑村生涯学習人材バンク登録申請書(様式第1号)を田野畑村教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、人材バンクに登録するものとする。

(登録の期間)

第4条 登録期間は、原則5年とする。ただし、第6条に該当する場合はこの限りではない。

(登録の変更等の届出)

第5条 講師として人材バンクに登録したもの(以下「登録者」という。)は、登録事項に変更が生じたとき、又は登録を取り消すときは、速やかに田野畑村生涯学習人材バンク登録内容変更・取消届(様式第2号)を教育委員会に提出しなければならない。

(登録の取消)

第6条 登録者が次の各号のいずれかに該当したときは、人材バンクの登録を取り消すものとする。

- (1) 第2条の要件に該当しなくなったとき
- (2) 登録者から田野畑村生涯学習人材バンク登録内容変更・取消届により登録取り消しの届出があったとき
- (3) 第3条の登録申請書の内容に虚偽があったとき
- (4) 第14条の規定に違反したとき

(5) 登録者が死亡、転出、団体の解散等により活動が不可能となったとき

(6) 登録者として不適格と認められるとき

(利用対象者)

第7条 人材バンクを利用することができるものは、村内に在住又は在勤する個人、団体及びグループとする。

(利用申込み)

第8条 人材バンクを利用しようとするもの(以下「申込者」という。)は、人材バンクを利用する日の14日前までに田野畑村生涯学習人材バンク利用申込書(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。

(利用制限)

第9条 教育委員会は、前条の申込書の内容を審査し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、人材バンクの利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれがあるとき

(2) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする催し等を行うおそれのあるとき

(3) その利用が人材バンクの目的に反すると認めるとき

(4) その他教育委員会が利用を不相当と認めるとき

(利用の決定)

第10条 教育委員会は第8条の申込書の内容を審査し適当と認めるときは、人材バンクの利用を決定し、田野畑村生涯学習人材バンク利用決定通知書(様式第4号)により申込者に通知するものとする。

(利用の変更)

第11条 前条の規定により人材バンクの利用の決定を受けたもの(以下「利用者」という。)は、決定を受けた内容に変更があったときは、速やかに教育委員会に届け出て、その承認を受けなければならない、ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(利用の中止)

第12条 利用者は、決定を受けた人材バンクの利用を中止しようとするときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(利用時間及び場所)

第13条 人材バンクを利用することができる時間は、午前9時から午後9時までとし、2時間を限度とする。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りではない。

2 人材バンクを利用することができる会場は村内に限るものとし、その確保及び周知等は利用者が行うものとする。

(登録者の責務)

第14条 登録者は、公序良俗に反する行為を行ってはならない。

2 登録者は、その身分を利用して、営利を目的とする活動又は特定の政党若しくは宗教に関する活動を行ってはならない。

(経費負担)

第15条 人材バンクの利用に必要な講師謝礼金、会場費、交通費及び教材費等の経費は、利用者が負担するものとする。

(結果報告)

第16条 利用者は、人材バンクの利用後、田野畑村生涯学習人材バンク利用結果報告書(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。

(庶務)

第17条 人材バンクに関する庶務は、教育委員会において処理する。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、人材バンクの運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。